策定検討委員会の進め方

新・やまなし農業施策大綱(仮称)策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本県農業振興の基本指針となる「新・やまなし農業施策大綱(仮称)」(以下「大綱」という。)を策定するに当たり、幅広い分野の方々から意見を聴くため、新・やまなし農業施策大綱(仮称)策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員会)

- 第4条 委員会には委員長を置く
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事項)

- 第5条 委員会は、大綱の策定に係る、次に掲げる事項に関し意見提言を行うものと する。
- (1)施策の方向と具体的な推進事項
- (2)地域別重点推進事項
- (3)その他大綱の策定に関して必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農政部農政総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

新・やまなし農業施策大綱(仮称)策定検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 等
あしざわ かなえ 芦澤 香苗	Kanae フードビジネス研究所 代表
うえの ひろふみ 上野 博史	前農林中央金庫 理事長
_{あぎの いさお} 荻野 勇夫	山梨県農業会議 会長
か澤 博	(公社)山梨県果樹園芸会 会長
かざま もとき 風間 元規	東仲倶楽部 会長
けんもつ まさゆき 釼持 雅幸	(株)流通研究所 代表取締役
te te j ひろこ 佐藤 裕子	富士山すみれパティスリー 代表
白倉 政司	山梨県土地改良事業団体連合会 会長(北杜市長)
っ の まさやす 津野 正康	山梨県養殖漁業協同組合 組合長
はった ともこ 八田 知子	やまなし女将の会 副会長
早川 正幸	山梨大学理事・副学長
ばんの さとし 伴野 聰	山梨中央青果(株)代表取締役社長
ひろせ ひさのぶ 廣瀬 久信	山梨県農業協同組合中央会 会長
_{むこうやま か ず み} 向 山 かず美	農業生産法人黒富士農場 取締役
tisato nega 村松 昇	(株)村松農園 代表取締役

(50音順、敬称略)

新・やまなし農業施策大綱(仮称)策定の流れ

【第1回検討委員会】(平成27年8月10日)

新・やまなし農業施策大綱(仮称)の策定に関して必要な事項の検討本県農業・農村の現状及び情勢について 今後の農業・農村振興の方向性について 新・やまなし農業施策大綱(仮称)骨子(素案)について その他



【地域説明会】(8月11~28日)

県内4箇所(農務事務所単位)で説明会を開催し、今後の取り組みの考え方を説明するとともに、市町村、JA、農業委員会、生産者などから、地域で重点的に取り組む内容等について、意見を聞く。



【第2回検討委員会】(平成27年9月14日)

新·やまなし農業施策大綱(仮称)の策定に関して必要な事項の検討 今後5年間の取り組みについて 大綱(素案)の概要について その他



パブリックコメント



新・やまなし農業施策大綱(仮称)の策定・公表 (平成27年12月予定)